

平成29年度京都支部事業計画(案)

平成29年度 事業計画案（京都支部）

基本方針

「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、保険者として実現すべき目標である「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」に対し、それぞれの目指すべき姿に向けて、目標を設定し取り組む。また、加入者及び事業主あるいは地域の医療提供体制に対して、個別の状況に応じた働きかけを行う業務を更に推進する。

1. 保険運営の企画

(1) ジェネリック医薬品の使用促進

国の目標数値（平成29年度末に70%、30年度～32年度末までのなるべく早い時期に80%以上）を達成すべく、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。

- ①ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】
- ②年齢・性別、地域別、医療機関毎、薬局毎、薬効分類別にジェネリック医薬品の使用割合を分析
- ③本部のツールを活用し、医療機関及び薬局関係者へ働きかけを実施
- ④関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）への意見発信
- ⑤ジェネリック医薬品に関する研修会、セミナーの実施
- ⑥ジェネリック医薬品の普及促進（ホームページに特設ページを開設し、ジェネリック医薬品に関する分析結果や安心情報を公開。メールマガジンによる呼びかけを実施。ジェネリック医薬品Q&A冊子やジェネリック医薬品希望シールを幅広く配布。）
- ⑦関係団体との連携事業（健保連と連名で、薬局窓口にジェネリック医薬品推奨シールを貼付）

(2) 地域医療や国民健康保険制度への関与

30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画、第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。

- ①医療審議会や地域医療構想調整会議等、医療提供体制に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信
- ②新たに設置される京都府国民健康保険運営協議会への意見発信
- ③医療保険者協議会を通じ、他の保険者と連携・共同した意見発信

平成28年度 事業計画（京都支部）

基本方針

「保険者機能強化アクションプラン(第3期)」に基づき、保険者として実現すべき目標である「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」に対し、それぞれの目指すべき姿に向けて、目標を設定し取り組む。また、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会からの直接的な働きかけを強化する。

1. 保険運営の企画

(1) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

- ①ジェネリック医薬品の使用促進
 - ・ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】
 - ・薬剤師会、行政等と連携した普及促進事業の実施
 - ・加入者アンケートの実施
 - ・地域ごとの使用状況の分析
 - ・上記の検証結果の広報及び医師会・薬剤師会、行政等関係機関への情報提供
- ②事業主に対する調査権の積極的な活用による現金給付の審査の強化
- ③レセプト点検の実施
- ④データヘルス計画の着実な実施
- ⑤京都府や保険者協議会等における他の保険者と連携した医療費適正化総合的対策の立案・実施
- ⑥協会のデータを活用し、各種協議会など、京都府、各市町村の医療政策・介護政策の立案への参画、意見発信

(2) 地域医療への関与

地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

- ①医療審議会や地域医療構想調整会議（丹後医療圏、乙訓医療圏、山城南医療圏）等の医療提供体制等に係る検討の場に参画し、加入者・事業主の意見を反映した意見発信
- ②医療保険者協議会を通じ、他保険者と連携・共同した意見発信（28年度前半、京都府の地域医療構想への意見取りまとめ）

平成29年度 事業計画案（京都支部）

(3) 調査研究の推進等

本部から提供されるデータやツールを活用し、支部独自又は関係機関と連携して、レセプトや健診結果データを分析し、課題を抽出する。

- ① GIS（地理情報システム）を活用した分析を実施し、特定健診受診勧奨対策等へ活用
- ② 連携協定締結先が実施する地域の医療費や生活習慣病リスク保有者にかかる分析への協力
- ③ 近畿ブロックデータ分析研究会による分析精度の向上
- ④ 地域別、業態別の医療費分析の実施

(4) 広報の推進

健康保険制度をはじめ、保健事業、医療費適正化対策事業等、保険者機能を発揮した協会の取り組みを加入者・事業主へ周知する。また、メディアを活用して、加入者のみならず、広く一般の方々への広報も実施する。

- ① 広報誌による情報発信（健康保険きょうと年12回、社会保険きょうと年12回）
- ② 任意継続・限度額適用認定申請等、加入者にとってメリットのある制度の認知度の向上を図る
 - ・タイムリーな制度周知を図り、スムーズな手続きを促進するための申請セットを作成
- ③ 資格喪失後受診防止のための広報強化
 - ・医療機関への加入者向け啓発ポスターの配布、専用チラシの作成
- ④ 法律改正、制度周知、保険料率等について、医師会・薬剤師会等、行政、関係団体の機関紙への記事掲載による効果的な広報を実施
- ⑤ メールマガジンの登録者数の拡大、タイムリーな情報発信【29年度新規登録者数：本部目標件数】

(5) 健康保険委員の活動強化・委嘱拡大

協会と事業主・加入者との橋渡し役として、健康保険事業等に対する理解を深め、加入者からの相談や助言、健康宣言等健康保険事業の推進に協力いただく。委員委嘱数を増やす【29年度末目標：2,000人】

- ① 広報誌の定期発行【京都だより年4回】、委員専用メールマガジン【毎月】
- ② 年金委員との合同研修会【年2回】
- ③ 表彰の実施【年1回】
- ④ 健康経営等、セミナーの実施

平成28年度 事業計画（京都支部）

(3) 調査研究の推進等

外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報を収集・分析し事業計画に反映する。

- ① 連携協定に基づき、京都府が実施する地域の医療費や生活習慣病リスクの分析について協力し、相互に又は共同して事業へ反映
- ② 地域や業種別などの医療費・健診データを分析し、加入者、中小企業等関係団体、行政機関、医療関係団体へ展開し、存在感を高め、中小企業関係団体との健康経営推奨の協力関係を強化

(4) 広報の推進

健康保険制度をはじめ、保健事業、医療費適正化対策事業等、保険者機能を発揮した協会の取り組みを加入者・事業主へ周知する。

- ① 広報誌による情報発信（健康保険きょうと年12回、社会保険きょうと年12回）
- ② 任意継続・限度額適用認定申請等、加入者にとってメリットのある制度の認知度の向上を図る
 - ・タイムリーな制度周知を図り、スムーズな手続きを促進するための申請セットを作成
- ③ 資格喪失後受診防止のための広報強化
 - ・医療機関への加入者向け啓発ポスターの配布、専用チラシの作成
- ④ 法律改正、制度周知、保険料率等について、医師会・薬剤師会等、行政、関係団体の機関紙への記事掲載による効果的な広報を実施
- ⑤ メールマガジンの登録者数の拡大、タイムリーな情報発信【登録者数目標300件増（平成27年5月現在1,700件）】

(5) 健康保険委員の活動強化・委嘱拡大

協会と事業主・加入者との橋渡し役として、健康保険事業等に対する理解を深め、加入者からの相談や助言、健康経営等健康保険事業の推進に協力いただく。

- ① 広報誌の定期発行【京都だより年4回】、委員専用メールマガジン【毎月】、年金委員との合同研修会【年2回】
- ② 委員委嘱数を増やす【28年度末目標：1,900人】
- ③ 表彰の実施【年1回】
- ④ 専用パンフレット（保存版）の送付事業【年1回】

平成29年度 事業計画案（京都支部）

平成28年度 事業計画（京都支部）

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

さまざまな機会を通じて加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に把握し、業務にフィードバックするとともに、お客様サービスの改善と接遇の向上を推進する。

- ①「お客様意見箱」の継続設置とお客様満足度調査結果等を反映したサービス改善の実施【満足度調査...28年度実績を上回る】
- ②健康保険給付のサービススタンダードの管理の徹底と、受付から10営業日以内の着実な支払の実施【達成率・100%】
- ③任意継続制度の普及促進を図るため、「任意継続おてがる申請セット」を区役所等に設置、更なる設置場所の拡大を図る
- ④申請セット等を活用した各種申請手続きにかかる郵送化の促進【郵送化率目標90%】
- ⑤任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進
- ⑥事務処理誤り未然防止対策の検討及び周知徹底【強化月間年2回】
- ⑦引き続き、高額療養費未申請者に対し申請内容を印字した申請書を送付し勧奨する

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- ①保険医療機関等と連携し、窓口申請セットを配置するなど限度額適用認定証の利用促進
- ②事業主や健康保険委員等へ広報を実施

(3) 窓口サービスの展開

- ①郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会窓口の見直し（京都南・京都西の2事務所）
- ②受付専用ボックスの設置等による待機時間の解消

(4) 被扶養者資格の再確認

日本年金機構と連携し、被扶養者の二重加入防止を徹底【被扶養者状況リスト提出率...前年度を上回る 目標88%】

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

さまざまな機会を通じて加入者等の意見・苦情等を迅速かつ正確に把握し、業務にフィードバックするとともに、お客様サービスの改善と接遇の向上を推進する。

- ①「お客様意見箱」の継続設置とお客様満足度調査結果等を反映したサービス改善の実施【満足度調査...27年度実績を上回る】
- ②健康保険給付のサービススタンダードの管理の徹底と、受付から10営業日以内の着実な支払の実施【達成率・100%】
- ③任意継続制度の普及促進を図るため、「任意継続おてがる申請セット」を区役所等に設置、更なる設置場所の拡大を図る
- ④申請セット等を活用した各種申請手続きにかかる郵送化の促進【郵送化率...27年度実績を上回る】
- ⑤任意継続被保険者保険料の口座振替や前納の利用促進
- ⑥事務処理誤り未然防止対策の検討及び周知徹底【強化月間年2回】

(2) 高額療養費制度の周知

- ①保険医療機関等と連携し、申請セットを活用した限度額適用認定証の使用促進
- ②高額療養費の未申請者に対する申請手続き勧奨の継続的な実施

(3) 窓口サービスの展開

- ①日本年金機構内の協会窓口サービスの継続実施（京都南・京都西の2事務所）
- ②郵送化進捗状況及び窓口利用状況を踏まえた日本年金機構内の協会窓口における職員配置等の見直し
- ③受付専用ボックスの設置等による待機時間の解消

(4) 被扶養者資格の再確認

日本年金機構と連携し、被扶養者の二重加入防止を徹底【被扶養者状況リスト提出率...前年度を上回る】

平成29年度 事業計画案（京都支部）

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ① 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回（施術日数が月に15日以上）、3か月を超える長期継続受診の申請に対する加入者への文書照会の更なる強化及び必要に応じた施術者に対する文書照会の実施【目標 3部位以上かつ月に15日以上 800件/月】
- ② 柔道整復施術にかかる適正受診の啓発と審査体制の強化
- ③ 支部間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

- ① 傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬が83万円以上である申請、資格取得直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う
- ② 審査で疑義が生じたものは、保険給付プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業所への立入検査の実施をするなど、不正請求を防止する
- ③ 事業主・加入者に対する適正な申請の促進・周知
- ④ 日本年金機構等との連携による傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化の取組等

- ① 資格喪失後の保険証未返納者に対して早期かつ計画的な返納催告による積極的な回収の実施【証回収率目標99%】
- ② 保険証回収率の低い事業所及び資格喪失後受診による返納金発生者の元在籍事業所に対する訪問による指導
- ③ 医療機関におけるオンライン資格確認業務について、実施医療機関における利用率向上を図る

平成28年度 事業計画（京都支部）

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ① 多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回（施術日数が月に15日以上）受診の申請に対する加入者への文書照会の更なる強化及び必要に応じた施術者に対する文書照会の実施
- ② 柔道整復施術にかかる適正受診の啓発と審査体制の強化
- ③ 支部間での情報共有化等の連携による不正受給防止の徹底

(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止

- ① 不正請求の疑いのある申請等に対して、保険給付プロジェクトチーム会議を開催し、必要に応じ事業所への立入検査の実施と不正請求防止のための審査強化【立入検査：年間24件】
- ② 事業主・加入者に対する適正な申請の促進・周知
- ③ 日本年金機構等との連携による傷病手当金と年金給付の支給調整等の適切な処理の実施（連絡調整会議年2回）

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

- ① 添付書類の精査や海外の医療機関等に対する文書照会等の実施による審査強化
- ② 翻訳業務委託を活用した審査強化

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

- ① 資格喪失後の保険証未返納者に対して計画的な返納催告による積極的な回収の実施【証回収率...27年度実績を上回る】
- ② 保険証回収率の低い事業所に対する訪問による指導

平成29年度 事業計画案（京都支部）

(8) 効果的なレセプト点検の推進

- ①レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施(内容点検)
 - ・レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施（レセプト約70万枚/月）
 - ・月次でレセプト点検員会議を開催し、点検効果の検証、自動点検システムの整備、点検項目・点検方法を検討
- ②点検員の点検技術の底上げを図り、点検効果額向上に繋げる（内容点検）
 - ・査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進
 - ・点検員の個人別点検結果を月毎に周知し、モチベーションを向上させ、また、点検員の勤務成績に応じ、適正に評価
 - ・他支部のレセプト点検担当者との情報交換により点検技術を向上
- ③レセプト内容点検業務の一部外注化の実施（内容点検）
 - ・支部内のレセプト点検の充実と点検業者のノウハウを取得し活用、点検員のスキルアップによる効果額の向上を図る
- ④資格喪失後受診等によるレセプトの迅速な医療機関照会等の実施と返納措置の実施(資格点検)
 - ・資格データとレセプトデータの突合により、不突合が判明した場合は、速やかに医療機関へ返戻
 - ・資格喪失後受診については、資格点検後速やかに医療機関に照会を行いレセプトの返戻又は医療費の返納措置を実施
- ⑤負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化(外傷点検)
 - ・レセプトの特記事項に「10.第三」記載がある全件及び3,000点以上の外傷レセプトを対象とし、負傷原因照会を行う
 - ・業務上の疑いのあるものは、労災保険への切り替え、交通事故等第三者行為によるものは、第三者行為傷病届の案内を実施
 - ・第三者行為によるものは、速やかに損害賠償請求権を代位取得して、症状が固定次第、求償の交渉にあたる
- ⑥社会保険診療報酬支払基金と事務打合せの原則月1回開催の維持と内容の充実
 - ・レセプトの審査について、他支部の事例も参考に協議
- ⑦近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施
 - ・レセプト等で不正請求の疑義がある場合、速やかに対処するとともに厚生局に情報提供

平成28年度 事業計画（京都支部）

(9) 効果的なレセプト点検の推進

- ①レセプト点検効果向上行動計画に基づいた効果的な施策の実施(内容点検)
 - ・レセプト自動点検・汎用任意抽出機能等のシステムを活用した効果的かつ効率的な点検業務の実施（レセプト約70万枚/月）
 - ・毎月、レセプト点検員会議を開催し、点検効果の検証、自動点検システムの整備、点検項目・点検方法を検討
- ②点検員の点検技術の底上げを図り、点検効果額を引き上げ（内容点検）
 - 【目標効果額8,300万円】
 - ・査定事例の共有化や研修の充実、勉強会等により点検員の点検技術向上を推進
 - ・点検員の個人別点検結果を月毎に周知し、モチベーションを向上させ、また、点検員の勤務成績に応じ、適正に評価
 - ・他支部、他保険者のレセプト点検担当者との情報交換により点検技術を向上
- ③レセプト内容点検業務の一部外注化の実施（内容点検）
 - ・協会内のレセプト点検の充実と点検業者のノウハウを取得し活用、点検員のスキルアップによる効果額の向上を図る
 - ※①～③【目標内容点検効果額、目標実質査定額172円/人】
- ④資格喪失後受診等によるレセプトの迅速な医療機関照会等の実施と返納措置の実施(資格点検)
 - ・資格データとレセプトデータの突合により、不突合が判明した場合は、速やかに医療機関へ返戻
 - ・資格喪失後受診については、資格点検後速やかに医療機関に照会を行い、レセプトの返戻又は医療費の返納措置を実施
 - 【目標資格点検効果額 2,500円/人】
- ⑤負傷原因照会の強化による第三者求償及び労災等への切り替えの徹底や損保会社等への折衝を強化(外傷点検)
 - ・業務上の疑いのあるものは、労災保険への切り替え、交通事故等第三者行為によるものは、第三者行為傷病届の案内を実施
 - ・第三者行為によるものは、速やかに損害賠償請求権を代位取得して、症状が固定次第、求償の交渉にあたる
 - 【目標外傷点検効果額430円/人】
- ⑥社会保険診療報酬支払基金と事務打合せの原則月1回開催の維持と内容の充実
 - ・レセプトの審査について、他支部の事例も参考に協議
- ⑦近畿厚生局へ不正疑義事例等の積極的な情報提供の実施
 - ・レセプト等で不正請求の疑義がある場合、速やかに対処するとともに厚生局に情報提供

平成29年度 事業計画案（京都支部）

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ① 徴収チームによる効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施
 - ・ 初回催告から最終催告までの事務処理フローの確実な実施（最終催告6か月の維持）
 - ・ 最終催告後はその後6か月以内ごとに1回以上の文書催告の実施
 - ・ 保険者間調整を積極的に活用
- ② 不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施【目標件数40件以上】
- ③ 債権金額及び対応経過等に応じた文書、電話及び訪問等による催告を計画的に実施
- ④ 債権回収強化月間(10～11月)による効果的かつ効率的な債権回収の実施
 - ・ 前年度までに最終催告を行い、納付がない者について、再分類を行ったうえで、個別催告を実施
- ⑤ 損害賠償金債権について、納付期限を経過したものは、速やかに損害保険会社等に折衝を図り、確実な回収に努める
- ⑥ 個人求償案件については、加害者あて適正に求償を実施する
- ⑦ 債権発生防止及び債権回収に結び付けるために関係グループ・チームとの連携を強化し、横断的な取組を推進

3. 保健事業

(1) データに基づいた保健事業の推進

- 上位目標：①24年度比で健診リスク保有率6項目について減少させる
 - ②被扶養者の特定健診受診率を平成29年度末に39%とする
- 下位目標：①被保険者の健診リスクを引き下げするため、事業主及び事業所担当への健康経営に向けた取り組みの推進を働きかける
 - ②被扶養者に対しては受診券直送時の訴求力を高めるとともに、事業所（主）からの働きかけを行う
 - ③CKD（慢性腎臓病）重症化予防の取組みを拡大する

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進【目標実施率65%】

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：304,318人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率66.9%（実施見込者数：203,456人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 7.0%（取得見込者数：21,302人）
- 被扶養者（受診対象者数：103,657人）
 - ・ 特定健康診査 実施率39%（実施見込者数：40,426人）
- 健診の受診勧奨対策
 - ・ 大規模事業所への訪問による健康経営推進と合わせた受診勧奨及び事業者健診データの提供勧奨
 - ・ 健診機関との連携による地域単位での受診勧奨
 - ・ GISを活用した集団健診の実施
 - ・ 事業所規模に応じた文書、電話等による受診勧奨及び事業者健診データの提供勧奨
 - ・ 被扶養者集団健診とがん検診、オプション健診の同時実施拡大

平成28年度 事業計画（京都支部）

(10) 積極的な債権管理回収業務の推進

- ① 徴収チームによる効果的かつ効率的な返納金債権の早期回収の実施（最終催告6か月の維持）
- ② 不誠実な債務者を対象に訴訟等の法的手続きによる債権回収を積極的に実施【目標件数30件以上】
- ③ 債権金額及び対応経過等に応じた文書、電話及び訪問等による催告を計画的に実施【目標件数480件以上、訪問催告120件以上】
- ④ 債権回収強化月間(10～11月)による効果的かつ効率的な債権回収の実施
 - ・ 前年度までに最終催告を行い、納付がない者について、再分類を行ったうえで、個別催告を実施
- ⑤ 損害賠償金債権について、納付期限を経過したものは、速やかに損害保険会社等に折衝を図り、確実な回収に努める

【目標債権回収率70.0%】

3. 保健事業

(1) 健診...加入者計【受診対象者数：397,312人、目標実施者数：247,613人、目標実施率：62.3%】

- ① 被保険者(40歳以上)【受診対象者数293,734人、目標実施者数211,361人、目標実施率72.0%】
 - ・ 生活習慣病予防健診【目標実施率65.0%、目標実施者数190,800人】
 - ・ 事業者健診データ 【目標取得率7.0%、目標取得者数20,561人】
 - ア、健診機関を拡大し、受入枠を21万人に増加
 - イ、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨
 - ウ、個別訪問や専門機関等への委託による事業者健診データの取得推進
- ② 被扶養者(受診対象者数103,578人)
 - ・ 特定健康診査【目標実施率35.0%、目標実施者数36,252人】
 - ア、無料健診・ミニドック健診の拡大【目標受診者数27,000人】
 - イ、協会主催によるオプション検査付集団健診の拡大【目標受診者数1,800人】
 - ウ、市町村とのがん検診同時受診の拡大に向けた取組み強化
 - エ、京都府保険者協議会等と連携した特定健診の啓発活動の継続（ポスターによる公共交通機関等での周知等）

平成29年度 事業計画案（京都支部）

- (3) 特定保健指導の推進【目標実施率10%】
- 被保険者（受診対象者数：42,704人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 10.3%（実施見込者数：4,406人）
（内訳）協会保健師実施分 6.7%（実施見込者数：2,864人）
アウトソーシング分 3.6%（実施見込者数：1,542人）
 - 被扶養者（受診対象者数：2,708人）
 - ・ 特定保健指導 実施率5.0%（実施見込者数：135人）
 - 保健指導の受診勧奨対策
 - ・ 大規模事業所への訪問による健康経営推進と合わせた受診勧奨
 - ・ GISを活用した集団特定保健指導の実施
 - ・ 外部専門機関を活用した受診勧奨及び特定保健指導の拡大
- (4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）
- ① 「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」による健康宣言事業所の拡大(目標300社)
 - ・ 健康宣言事業所に対して、血管年齢測定機等の貸出、啓発ポスター及びリーフレットの配布等の各種サポート事業を実施
 - ・ 地元金融機関との業務連携による健康宣言事業所に対する金融インセンティブ付与
 - ② 出前健康講座の実施
 - ③ 健康経営セミナーの開催
- (5) 重症化予防対策の実施
- 二次勧奨実施予定人数 1,000人
 - 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 20人
- (6) 各種業務の展開
- ① 健康づくり推進協議会での意見聴取(年2回)

平成28年度 事業計画（京都支部）

- (2) 保健指導...加入者計【実施対象者数:48,037人、実施者数4,749人、目標実施率9.9%】
- ①被保険者(実施対象者数：41,004人)
 - ・ 特定保健指導【目標実施率：10.7%、実施者数4,400人】
（内訳）協会保健師実施分 7.5%(実施者数：3,072人)
アウトソーシング分 3.2%(実施者数：1,328人)
 - ア、外部委託機関の拡大
 - イ、中断率の改善に向けて保健師・管理栄養師のスキルアップ
 - ウ、既存外部委託機関に対する実績評価、意見交換会の実施
 - ②被扶養者(実施対象者数：7,033人)
 - ・ 特定保健指導【目標実施率5.0%、目標実施者数349人】
 - ア、外部委託機関の拡大
 - イ、集団健診会場での保健指導実施の推進
- (3) データヘルス計画【目標：29年度に向け健診リスク保有率減少、被扶養者の特定受診率の拡大】
- ①「健康経営」の導入を図り、職場を中心とした「ヘルスコミュニケーション」の推進
 - ②「事業所健康度診断」、「血管年齢測定機レンタル」、「出前健康講座」等の活用による事業所への「健康経営総合提案」を強化
 - ③健康保険委員事業所を中心とした「健康経営推進事業所」への登録促進更に、「きょうと健康づくり実践企業認証制度」への登録へ進展を図る
- (4) 重症化予防事業
- ①未治療者へ重症化予防に向けた受診勧奨文書の送付
 - ②腎臓病(CKD)重症化予防に向けた保健指導の実施

平成29年度 事業計画案（京都支部）

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

協会の理念の実現に向けて、新人事制度を適切に運用し、支部の体制強化を図る。また、コンプライアンス、リスク管理を徹底し、健全な支部運営を実施する。

①組織運営体制の強化

事業計画、組織目標をより浸透させるため、方針発表会を実施し、上位から下位への目標連鎖をより強化【年2回】

②実績や能力本位の人事の推進

組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて、目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用し、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進

③協会の理念を実践できる組織風土・文化の醸成

新人事制度の運用を通じて、人材育成を行い、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化を醸成

④コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

啓発や研修により、コンプライアンス、個人情報保護や情報セキュリティにかかる各種規程の遵守を徹底。また、アクセス権限の適切な付与を行い、パスワード等の適切な管理を徹底

⑤リスク管理

事務処理誤り、災害発生時の対策等、各種リスク管理体制に基づき、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検、検証を行い、啓発や研修、訓練を実施

(2) 人材育成の推進

協会を支える人材の育成と能力の開発。

①役割定義を踏まえた個人目標の設定（実績評価シート）

②新入職員育成支部を標榜し、新規採用者の育成に積極的な取り組みを実施

③支部独自研修や本部研修への参加により、支部職員の資質を向上

④他支部と共同した研修の実施

⑤個人目標（実績評価シート）における目標達成に向けての創意工夫をクロスミーティングで情報共有し、創造的業務を拡大

平成28年度 事業計画（京都支部）

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運用と意識改革推進

①組織運営体制の強化

事業計画、組織目標をより浸透させるために、「方針発表会」、「目標設定会議」などの機会を設定し、上位から下位への目標連鎖をより強化

②協会の理念を実践できる組織風土・文化の醸成

協会のミッションや目標を徹底するため、加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の醸成に向け、支部内の情報共有化を推進するとともに総合力の強化を図る

③新人事制度の適切な運用

協会の理念実現に向けて創造的かつ意欲的な業務を行い、高い実績をあげた職員を適正に評価

④コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会の開催、研修等により、その遵守を徹底する。個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限の適切な付与、パスワードの適切な管理を点検し徹底する

⑤リスク管理等の徹底

事務処理誤り、災害発生時の対策等、各種リスク管理体制に基づき、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検、検証、訓練を実施

(2) 人材育成の推進

協会職員に求められる人材育成を推進する。（創造とチャレンジ、協働、専門性、加入者本位、安心と信頼）

①新人事評価制度により明確化される等級ごとの職員の役割を浸透

②新人育成支部を標榜し、新規採用者の育成に積極的な取り組みを実施

③本部研修への参加及び研修受講者からの伝達研修により、受講者の指導・育成能力の向上とともに支部職員の資質向上を促進

④お客様満足度向上や職員の資質向上を目指した支部独自研修の実施

⑤他支部と共同した研修の実施

⑥クロスミーティングと目標管理制度を連動させ、目標達成に向けての創意工夫による改善を通じ、個人単位での創造的活動を拡大

平成29年度 事業計画案（京都支部）	平成28年度 事業計画（京都支部）
<p>(3) 業務改革・改善の推進 <u>日々、改善の視点をもって業務にあたり、業務改革や改善につなげる。また、事業効果が高く、効率的な新規事業の企画立案を実施する。</u> ①本部や、<u>近畿ブロック業務改革会議における業務改善提案</u> ②<u>全国展開を前提とした本部パイロット事業への応募</u></p> <p>(4) 経費の節減等の推進 サービスの水準を保ちつつ、適切な経費の運用と削減を行う。 ①調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保 ②消耗品の削減（<u>前年比減</u>）、節電（<u>前年比減</u>） ③<u>その他の経費の削減</u></p>	<p>(3) 業務改革の推進 業務・システム刷新後の意識改革と新事務処理方式を定着させる。 ①刷新による新事務処理方式の完全実施と円滑化 ②職員配置の見直し</p> <p>(4) 経費の節減等の推進 サービスの水準を保ちつつ、適切な経費の運用と削減を行う。 ①調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施と調達結果の公表による透明性の確保 ②消耗品の削減（前年比3%）、節電（前年比3%） ③外部倉庫移転によるコストの削減</p>